

## おだわら成年後見支援センターの運営状況

### 1 運営目標

おだわら成年後見制度利用促進指針に基づき、成年後見制度に関する普及啓発、相談窓口の運営、地域連携ネットワークの構築等を通して、必要な人が必要な時に利用できるよう成年後見制度の利用促進を目指す。

### 2 令和5年度の運営状況等

#### (1) 普及啓発関係

ア 広報 ホームページ (URL <https://www.oda-kouken.jp>) の運営

イ 講演会等

開催日	事業・講座名 (主催)	参加者数	対応
7月27日	<u>肢体不自由児者父母の会研修会</u> (小田原市肢体不自由児者父母の会)	17名	センター長 職員
11月24日	<u>成年後見制度講演会・相談会</u> (おだわら成年後見支援センター、小田原市地域包括支援センター社会福祉士部会、コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部小田原西地区で共催) ●講演会「まるわかり 成年後見制度」 (講師) 一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端伸子 先生 ●相談会 7件に対して5士業関係者が対応	110名	センター長 職員 5士業(※) 関係者 地域包括支援センター
11月25日	<u>介護保険と日常生活自立支援事業講座</u> (橘北地区まちづくり委員会)	67名	職員

※5士業＝弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士

## (2) 人材育成関係（市民後見人養成事業）

市民が成年後見制度の後見人等として活動できるよう養成する研修を実施。市民後見人候補者として登録されるまでの流れは次のとおり。

研修課程	対象・内容等	期間（主催）
基礎研修（Ⅰ）	市民後見人を目指す人・活動に関心がある人が受ける研修	15.5 時間座学 （県社協の研修）
基礎研修（Ⅱ）	基礎研修（Ⅰ）を修了後に市民後見人を目指す人が受ける演習	1 日演習・試験 （県社協の研修）
実践研修	基礎研修（Ⅱ）修了者が受ける演習等	10 日間前後
実務実習	（ウ）修了後、後見業務同行等を実習	1 年間

⇒ 全課程修了後、小田原市市民後見人候補者名簿に登録することの可否を審査会（福祉政策課・高齢介護課・障がい福祉課・市社協）で評価し、修了者の同意を得た上で名簿へ登録する。

### ア 養成研修の状況

#### ①第 1 期生

令和 4 年 1～2 月：基礎研修（Ⅰ）（40 名）→基礎研修（Ⅱ）（21 名）

3 月：実践研修受講者選考（21 名→5 名）

6～8 月：実践研修

～令和 5 年 8 月：実務実習

令和 5 年 11 月：市民後見人候補者名簿登録（5 名）

#### ②第 2 期生

令和 5 年 1～3 月：基礎研修（Ⅰ）（8 名）→基礎研修（Ⅱ）（7 名）

6～8 月：実践研修…希望者（4 名）が受講 ※受講者選考なし

9 月～：実務実習…実践研修修了者（4 名）が実習中

### イ 市民後見人候補者へのフォローアップ

期 日	内 容	受講者参加状況	
11 月 24 日	成年後見制度講演会・相談会 （フォローアップ研修としても位置付け）	7 名	1 期生 5 名 2 期生 2 名
2 月 13 日	市民後見人養成講座受講者交流会（※） （中野センター長による講話及び情報交換）	9 名	1・2 期生 全員参加

※「親族後見人等交流サロン」を計画していたが、親族後見人等から申込みがなかったため、「市民後見人養成講座受講者交流会」へ変更

### (3) 相談支援関係

#### ア 相談内容別の件数

主な相談内容	件数
法定後見の仕組み、申立ての進め方や具体的な事例を伴う相談	78
任意後見の仕組み、手続方法や具体的な事例を伴う相談	12
制度一般、中核機関としての機能等に関する相談	10
合 計	100

#### イ 相談者の属性・内容区分・対応方法

項目	内訳	件数
方 法	電話	55
	来所	40
	訪問	1
対 象 者	高齢者	62
	障害児・者	26
	上記以外	5
	不明・不特定	7
相 談 内 容	利用検討	45
	申立て支援	22
	手続対応	16
	不安・不満	10
	法律専門相談	5
	窓口紹介	3
	本事業・制度に関する問合せ	3
	後見活動把握希望	2
相 談 者	対象者の配偶者・子ども・親族	61
	対象者本人	10
	親族後見人等	1
	地域包括支援センター	6
	福祉施設関係	5
	ケアマネジャー	4
	市役所	3
	医療機関	3
	上記以外の相談支援機関・団体等	9
	不特定	1
対 応	傾聴・簡易な助言	42
	制度説明（資料送付）	35
	士業関係等相談窓口・専門機関紹介	26
	申立て支援	16
	家庭裁判所紹介	9
	センター長対応	7
	他機関調整・確認	3

※1件の相談内容・対応等が複数にわたる場合や相談者が1人でも複数人分の相談案件があるため、アの件数と各項目の合計は一致しない。